（2019年9月末まで赤れんが庁舎内にあった文書館展示室の解説です。）

# 北海道立文書館展示資料解説

## エントランス　～島義勇（よしたけ）の書簡～

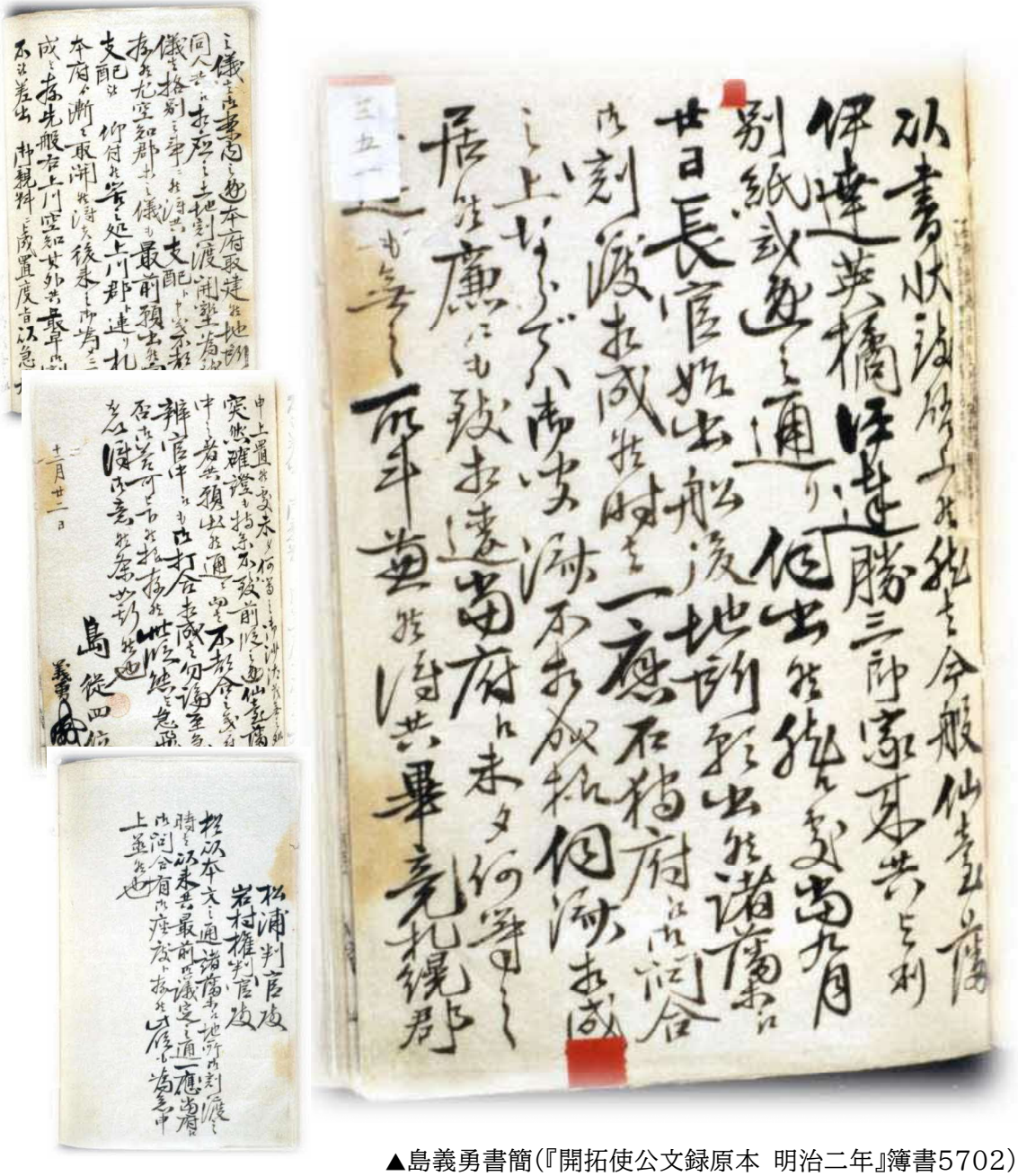

▲島義勇書簡（『開拓使公文録原本　明治二年』簿書5702）

### 書簡の内容

明治2年に開拓使が置かれると開拓判官島義勇は札幌本府建設の責任者として北海道へやってきます。この時期北海道は分領支配といって開拓使以外にも諸藩や省、士族がその土地の経営をする方法が採られていました。しかし、現地と東京の開拓使庁との間で諸藩等への土地の分配について行き違いがあり、現地責任者である島義勇が東京在任の担当役人である松浦判官、岩村権判官に対して強く抗議しているのがこの書簡です。

以書状致啓上候、然者今般仙台藩
伊達英橘、伊達勝三郎家来共より
別紙弐通之通り伺出候、然ル処、当九月
廿日長官始出船後、地所願出候諸藩等江
御割渡相成候時者、一応石狩府江御問合
之上ならでハ御聞済不相成様、伺済相成
居候廉ニも致相違、当府江未タ何等之
御達も無之、取計兼候得共、畢竟札　郡
之儀者御案内之通本府取建候地所ニ付、
同人共江相応之土地割渡開墾為致候
儀者格別之事ニ候得共、支配ト申義不都合ニ
存候、尤空知郡等之儀も最前願出候向ニ者
支配被　仰付候筈之処、上川郡ト連リ札
本府より漸々取開候得者、後来之御為メニ可相
成と存、先般右上川、空知、其外共最早御割渡ニ
不被差出　御親料ニ被成置度旨、以急飛
申上置候処、未タ何等之御沙汰も無之処、
突然確証も持参不致、前段之通仙台藩
中之者共願出候通ニ而は不都合之義ニ付、
弁官中江も御打合相成者勿論、至急
否御答可被下候様存候、此段態と急飛
を以得御意候条、如斯候也

十二月廿二日　　島従四位
義勇花押

松浦判官殿
岩村権判官殿

猶以本文之通諸藩等江地所御割渡之
時者、以来共最前御議定之通一応当府江
御問合有御座度ト存候、此段も為念申
上置候也

▲開拓判官島義勇

さて、島が異議申し立てをしたこの土地の分配は明治2年12月30日付の島から東京の松浦判官、岩村権判官宛の書簡によれば、空知郡の内を割渡すことに落ち着いたようです（『開拓使公文録原本』簿書5702　件名16）。

北海道立文書館では開拓使の文書を約8000点所蔵していますが、その中でも特に重要な事柄についての文書をまとめたものに『開拓使公文録』という文書群があります（東京出張所、札幌本庁分合わせて約780冊）。ここで紹介した島義勇の書簡も『開拓使公文録』に綴られています。これらの文書は閲覧室で公開していますので、是非原文書をご覧になってください。